

東京消防庁 消防相互応援協定

朝霞地区一部事務組合

協定締結日 平成10年10月1日

(総則)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく東京消防庁（以下「甲」という。）と朝霞地区一部事務組合（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

(目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援)

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

ア 別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

(2) 特別応援

前号にかかわらず、甲乙いずれかの管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し、応援を必要とする場合は、被応援側の消防長の要請又は応援側の消防長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援部隊数等に関しては、応援側において決定するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

(応援隊の報告)

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定を実施するために必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

(1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

(2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

(補則)

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙が各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成10年10月1日から効力を生ずる。

平成10年10月1日

甲	東京消防庁		
	消防総監	大井	久幸
乙	朝霞地区一部事務組合		
	管理者	細田	喜八郎

【改正】

附 則

この協定は、平成17年2月14日から効力を生ずる。

平成17年2月14日

	東京消防庁		
	消防総監	白谷	祐二
	朝霞地区一部事務組合		
	管理者	塩味	達次郎

附 則

この協定は、平成18年11月17日から効力を生ずる。

平成18年11月17日

	東京消防庁		
	消防総監	関口	和重
	朝霞地区一部事務組合		
	管理者	長沼	明

附 則

この協定は、平成19年6月23日から効力を生ずる。

平成19年6月13日

	東京消防庁		
	消防総監	小林	輝幸
	朝霞地区一部事務組合		
	管理者	長沼	明

附 則

この協定は、平成 21 年 3 月 19 日から効力を生ずる。

平成 21 年 3 月 19 日

東京消防庁

消防総監 小 林 輝 幸

朝霞地区一部事務組合

管理者 野 木 実

附 則

この協定は、平成 22 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

平成 22 年 3 月 8 日

東京消防庁

消防総監 新 井 雄 治

朝霞地区一部事務組合

管理者 松 本 武 洋

別表第 1

普 通 応 援 出 場 区 域

東京消防庁側の応援区域	朝霞地区一部事務組合側の応援区域
新座市のうち 栄一丁目 栄二丁目 栄三丁目 栄四丁目 栄五丁目 池田一丁目 池田二丁目 池田 三丁目 池田四丁目 池田五丁目 片山一丁 目 片山二丁目 片山三丁目 道場一丁目 道場二丁目 野寺一丁目 野寺二丁目 野寺 三丁目 野寺四丁目 野寺五丁目 栗原一丁 目 栗原二丁目 栗原三丁目 栗原四丁目 栗原五丁目 栗原六丁目 石神一丁目 石神 二丁目 石神三丁目 石神四丁目 石神五丁 目 堀ノ内一丁目 堀ノ内二丁目 堀ノ内三 丁目 あたご一丁目 あたご二丁目 あたご 三丁目 新堀一丁目 新堀二丁目 新堀三丁 目 西堀一丁目 西堀二丁目 西堀三丁目 本多一丁目 本多二丁目 馬場一丁目 馬場 二丁目 馬場三丁目 馬場四丁目 菅沢一丁 目 菅沢二丁目 大和田二丁目 大和田三丁 目 新塚	練馬区のうち 大泉町一丁目 大泉町二丁目 大泉町三 丁目 大泉町四丁目 大泉学園町一丁目 大泉学園町二丁目 大泉学園町三丁目 大 泉学園町四丁目 大泉学園町五丁目 大泉 学園町六丁目 大泉学園町七丁目 大泉学 園町八丁目 大泉学園町九丁目 西大泉町 西大泉一丁目 西大泉二丁目 西大泉三 丁目 西大泉四丁目 西大泉五丁目 西大 泉六丁目 土支田一丁目 土支田二丁目 土支田三丁目 土支田四丁目 旭町一丁目 旭町二丁目 旭町三丁目 板橋区のうち 成増一丁目 成増二丁目 成増三丁目 成 増四丁目 成増五丁目 三園一丁目 三園二 丁目 西東京市のうち

和光市のうち 白子一丁目 白子二丁目 白子三丁目 白子四丁目 下新倉一丁目 下新倉二丁目 下新倉三丁目 下新倉四丁目 下新倉五丁目 下新倉六丁目 大字下新倉 中央一丁目 中央二丁目 西大和団地 広沢 諏訪 諏訪原 団地 南一丁目 南二丁目	ひばりが丘北一丁目 ひばりが丘北二丁目 ひばりが丘北三丁目 ひばりが丘北四丁目 栄町一丁目 栄町二丁目 栄町三丁目 北町一丁目 北町二丁目 北町三丁目 北町四丁目 北町五丁目 北町六丁目 下保谷一丁目 下保谷二丁目 下保谷三丁目 下保谷四丁目 下保谷五丁目 清瀬市のうち 松山一丁目 元町一丁目 上清戸一丁目 中清戸一丁目 中清戸二丁目 中清戸三丁目 中清戸四丁目 中清戸五丁目 下清戸一丁目 下清戸二丁目 下清戸三丁目 下清戸四丁目 下清戸五丁目 旭が丘一丁目 旭が丘二丁目 旭が丘三丁目 旭が丘四丁目 旭が丘五丁目 旭が丘六丁目 下宿一丁目 下宿二丁目 下宿三丁目 中里五丁目 中里六丁目 東久留米市のうち 上の原一丁目 上の原二丁目 神宝町一丁目 神宝町二丁目 浅間町一丁目 浅間町二丁目 浅間町三丁目 金山町一丁目 金山町二丁目 大門町一丁目 大門町二丁目 氷川台一丁目 氷川台二丁目 東本町 新川町一丁目 新川町二丁目 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 小山一丁目 小山二丁目 小山三丁目 小山四丁目 小山五丁目
---	---

別表第2

自動車専用道路普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	朝霞地区一部事務組合側の応援区域
関越自動車道下り線のうち 練馬インターチェンジから所沢インターチェンジまでの朝霞地区一部事務組合の管轄区域	関越自動車道上り線のうち 所沢インターチェンジから練馬インターチェンジまでの東京消防庁の管轄区域
東京外環自動車道外回り線のうち 大泉インターチェンジから和光インターチェンジ入路までの朝霞地区一部事務組合の管轄区域	東京外環自動車道内回り線のうち 和光インターチェンジから大泉インターチェンジまでの東京消防庁の管轄区域

域 首都高速 5 号池袋線下り線のうち 高島平ランプから戸田南ランプまでの朝霞地 区一部事務組合の管轄区域	大泉ジャンクション
--	-----------